全米販のPL共済

PL法の賠償責任が生じた時に役立つ新しい形の安心共済。

（1万円は免責でご加入者の負担となります）

全米販のPL共済制度とは…

ご加入者が製造、加工、販売した商品の欠陥が原因となって発生した事故などにより、お客様をはじめ第三者の生命、身体もしくは財物に損害を与え、それによって加入者が法律上の賠償責任を問われた場合に、共済金をお支払いする制度です。
（PL法…製造物責任法=Product Liability）

いつもお取り扱いの商品が対象です。

●米穀類（玄米、精米、米の加工品〈炊飯米、弁当など〉）

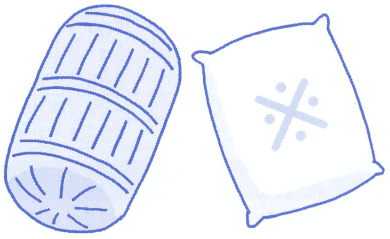

●その他販売商品／灯油、飲料水、麺類、砂糖等
※ガソリン、ガス、ローリー入灯油などの危険物は対象外になります。

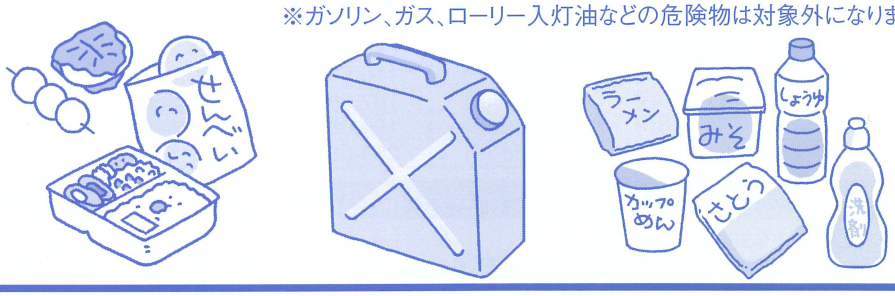

これまでにこんな事故が報告されています。

- ●異物（小石）が混入した精米をたべた結果、歯が欠けた。
- ●玄米に鉱油類が付着していたため、炊飯加工した製品（弁当）が販売不可となった。
- ●精米の中に異物が混入し、それを原料とした米菓子が販売不可となった。
- ●灯油に水が混入したため、購入使用した消費者のファンヒーターが故障した。

当PL共済は補償の一部を損害保険会社に付保しております。付保については次の通りとなっております。
【付保先の損害保険会社】（株）損害保険 ジャパン（住所：東京都新宿区西新宿1-26-1）
【付保に係る注意事項】1.損害保険会社に支払う保険料は当PL共済費の一部から充当されています。
2.損害保険契約時に被保険者（保険の対象となる人）を特定する必要があるため、当PL共済の加入者明細を（株）損害保険ジャパンに知らせております。

補償の範囲

ご加入者が製造、加工、販売した商品が他人に引き渡された後、その商品の欠陥が原因で、他人の生命や身体を害する人身事故や他人の物に損害を与えた物損事故が生じ、ご加入者が損害補償責任を負担することになった場合、その負担する損害（治療費、入院費、休業損害、慰謝料、修理・再購入費用、応急措置費用及び弁護士費用等訴訟費用など）を補償します。（ただし、加入期間中に発生した事故で、加入期間中に損害賠償請求が提起された場合に限ります。）

補償限度額

補償額は、掛金によって7タイプから選べます。

- aタイプ／対人対物合算で1千万円（免責金額は1万円）
- bタイプ／対人対物合算で2千万円（免責金額は1万円）
- cタイプ／対人対物合算で3千万円（免責金額は1万円）
- Sタイプ／対人対物合算で5千万円（免責金額は1万円）
- Aタイプ／対人対物合算で1億円　（免責金額は1万円）
- Bタイプ／対人対物合算で2億円　（免責金額は1万円）
- Cタイプ／対人対物合算で3億円　（免責金額は1万円）

共済費の計算方法

ご加入者の前年度の売上高（決算書等）に基づき算出します。

A.加入期間の前年度売上高

❶ 百万円 …米穀（玄米、精米、米の加工品）その他商品（灯油、飲料水、麺類、砂糖等）の前年度売上高を記入（10万単位を四捨五入）します。

B.前年度売上高の規模により、下記の該当するコースに❶の数値をあてはめて計算します。

				共済費（掛金）
前年度売上高が2億円までの場合				
❶ 百万円		×	=	円
前年度売上高が2億円超～5億円まで				
❶ 百万円	×0.55＋90百万円	×	=	円
前年度売上高が5億円超～10億円まで				
❶ 百万円	×0.31＋210百万円	×	=	円
前年度売上高が10億円超～30億円まで				
❶ 百万円	×0.26＋260百万円	×	=	円
前年度売上高が30億円超～80億円まで				
❶ 百万円	×0.14＋620百万円	×	=	円
前年度売上高が80億円超～200億円まで				
❶ 百万円	×0.10＋940百万円	×	=	円
前年度売上高が200億円超～500億円まで				
❶ 百万円	×0.05＋1,940百万円	×	=	円
前年度売上高が500億円を超える場合				
❶ 百万円	×0.03＋2,940百万円	×	=	円

aタイプ	38.00
bタイプ	49.00
cタイプ	57.00
Sタイプ	71.96
Aタイプ	81.41
Bタイプ	106.31
Cタイプ	124.35

（掛金は1円単位を四捨五入）

中途加入の場合

C.中途加入の場合は次のように計算します。

Bにより求めた掛金 × 加入共済期間（開始月の1日～6月30日までの日数） / 365日 ＝ 円 （掛金は1円単位を四捨五入）

共済費（年間）早見表

タイプ	a	b	c	S	A	B	C
前年度年間売上高（百万円） ＼ 補償限度額（百万円）	10	20	30	50	100	200	300
30	1,140円	1,470円	1,710円	2,160円	2,440円	3,190円	3,730円
50	1,900円	2,450円	2,850円	3,600円	4,070円	5,320円	6,220円
100	3,800円	4,900円	5,700円	7,200円	8,140円	10,630円	12,440円
200	7,600円	9,800円	11,400円	14,390円	16,280円	21,260円	24,870円
300	9,690円	12,500円	14,540円	18,350円	20,760円	27,110円	31,710円
500	13,870円	17,890円	20,810円	26,270円	29,710円	38,800円	45,390円
1,000	19,760円	25,480円	29,640円	37,420円	42,330円	55,280円	64,660円
2,000	29,640円	38,220円	44,460円	56,130円	63,500円	82,920円	96,990円
3,000	39,520円	50,960円	59,280円	74,840円	84,670円	110,560円	129,320円
5,000	50,160円	64,680円	75,240円	94,990円	107,460円	140,330円	164,140円
10,000	73,720円	95,060円	110,580円	139,600円	157,940円	206,240円	241,240円
20,000	111,720円	144,060円	167,580円	211,560円	239,350円	312,550円	365,590円
30,000	130,720円	168,560円	196,080円	247,540円	280,050円	365,710円	427,760円
50,000	168,720円	217,560円	253,080円	319,500円	361,460円	472,020円	552,110円

補償ができない場合

- ●加入者の故意により生じた事故。
- ●戦争、暴動、労働争議等騒乱や地震、噴火、洪水等天災に起因して生じた事故。
- ●製造・販売した製品自体に生じた損害（修理、取替え）
- ●加入期間（継続加入の場合は初年度契約の加入日）以前に発生したPL事故。
- ●故意、重過失の法令違反により製造・販売・施行された製品により生じた事故。
- ●欠陥品の回収、検査、交換等に要した費用。
- ●商品販売以外の請負業務（配管工事、各種修理等）。ただし、精米等の米に関する請負業務は除く。
- ●海外での賠償責任。

次のようなことにご注意ください

- ●事故発生による賠償交渉や示談交渉の代行はありません。
- ●取扱商品の一部だけを対象とした加入はできません。
- ●共済期間は毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間です。ただし、中途加入もできますが、その場合は毎月1日から6月30日までの日割加入となります。
- ●米穀卸売業者を対象とした小売店包括加入方式もあります。
- ●この共済の支払いは他の損害保険等と競合します。
- ●事故発生時、申告した売上高が不足した場合には、お支払いする共済金はその不足する割合に応じ減額されます。

万一事故が発生した場合

万一、損害賠償請求が提起されるおそれのある事故が発生したことを知った場合や、被害者から賠償請求を受けた場合には加入卸業者にご連絡ください。